

本文書は改定され、無効となっています

## 無効となった文書

文書番号：DS-500-2

名称：行政手続等におけるトラストおよびデジタルアイデンティティに関するガイドライン群

改定日：2025年9月30日

無効になった日：2026年2月24日

## 改定後の文書

文書番号：DS-500-3

名称：行政手続等におけるトラストおよびデジタルアイデンティティに関するガイドライン群

改定日：2026年2月24日

URL：[https://www.digital.go.jp/resources/standard\\_guidelines#ds500](https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines#ds500)

行政手続等における  
トラストおよびデジタルアイデンティティ  
に関するガイドライン群

2025年（令和7年）9月30日

デジタル庁#

**〔ドキュメントの位置付け〕**

Informative：参考とするドキュメント

**〔キーワード〕**

トラスト、デジタルアイデンティティ、プライバシー、本人確認、身元確認、当人認証

**〔概要〕**

国の行政機関が行政手続等において扱うトラストやデジタルアイデンティティに関する枠組み、対策基準、リスクの評価手順、本人確認、管理手法、具体的な活用方法等を示した標準ガイドライン群の体系を表す文書。

## 改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2025年9月30日	全般	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2版改訂</li><li>・トラスト関連ガイドライン群に関する文書体系の見直しに伴いDS-500はガイドライン群の文書体系を管理するものと整理し、全面改定。</li></ul> <p>※初版の内容は、最新の状況等を踏まえて内容を大幅に刷新するとともに、文書番号をDS-511（DS-511-1）に変更。</p>
2019年2月25日	初版作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・初版決定</li></ul>

## 1 トラストおよびデジタルアイデンティティに関する文書体系

### 1. 1 文書体系

DS-500 シリーズの文書体系は以下のとおりとする。

500 番台	トラストおよびデジタルアイデンティティ関連ドキュメント全般
510 番台	デジタルアイデンティティに関するドキュメント
520 番台	プライバシーに関するドキュメント
530 番台	トラストに関するドキュメント

### 1. 2 文書群

行政手続等におけるトラストとデジタルアイデンティティに関するガイドライン群は以下のとおり。

500 番台	DS-500 行政手続等におけるトラストとデジタルアイデンティティに関するガイドライン群(Informative) ※本ガイドライン
510 番台	DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン(Normative) ※以前 DS-500 であった文書の文書番号変更
520 番台	なし
530 番台	DS-531 処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(Informative)

### 1. 3 改定に伴う文書番号の取扱いについて

本ガイドラインが規定する DS-500 シリーズのガイドライン群においては、社会環境や技術革新に伴い改定が断続的に行われることが想定される。このため、本文書を参照する際の参照元を明らかにすることを目的として、各文書の文書番号には枝番を付すこととする。なお、初版時に限り枝番を不要とし、改版時に初版に“-1”を、第2版に“-2”をそれぞれ付与することとする。

例：

- DS-500-1 2019 年度版「DS-500 行政手続きのオンライン化における本人確認の手法に関するガイドライン」を指す。
- DS-500-2 本文書(第二版“-2”)

- DS-511「行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン」(DS-500-1の改訂版。次期改版時はDS-511-1となる)

このため、DS-500シリーズのガイドライン群を他の行政文書等で引用する場合、枝番が付されたものは当該版を、枝番が付されないものは当該文書の最新版を、引用しているものとするを基本とする。

#### 1. 4 文書の改訂および適用について

本ガイドライン及び本ガイドラインが規定する文書群の施行と同時に、2019年度版「DS-500 行政手続きのオンライン化における本人確認の手法に関するガイドライン」は廃止となる。(代わりにDS-511を参照の事)

本ガイドライン施行以降、開発のための調達を行う行政システムに関しては本文書群を適用すること。

## 別紙1 ガイドライン改定の経緯

### ガイドライン改定に関する会議及び関係者

所属および役職は関与時のもの。時期に関する記載がないものは当該文書発出時のもの。特別な記載がない場合、名前はあいうえお順。

#### 1. DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン（令和7年版）

##### 1. 1 本人確認ガイドラインの改定に向けた有識者会議

年度及び回	開催日	議題
令和4年度 第1回	2023/1/31	・改定に向けた方針検討
令和4年度 第2回	2023/2/28	・改定に向けた方針検討
令和5年度 第1回	2023/10/31	・開催要綱説明 ・ガイドライン改定に向けた論点協議
令和5年度 第2回	2023/11/16	・ガイドライン改定に向けた論点協議
令和5年度 第3回	2023/12/26	・論点協議：本人確認ガイドライン改定方針（案）について
令和5年度 第4回	2024/1/30	・論点協議：本人確認ガイドライン改定方針（案）について
令和5年度 第5回	2024/2/27	・令和5年度中間とりまとめ（案）について ・追加の論点協議
令和6年度 第1回	2024/9/17	・開催要綱説明 ・ガイドライン改定に向けた論点協議
令和6年度 第2回	2024/11/5	・ガイドライン改定に向けた論点協議
令和6年度 第3回	2024/12/5	・ガイドライン改定案の妥当性に関する論点協議
令和6年度 第4回	2025/1/16	・ガイドライン改定案の妥当性に関する論点協議
令和6年度 第5回	2025/3/4	・令和6年度とりまとめ及び本人確認ガイドライン改定案に関する意見交換

## 1. 2 関係者

1. 2. 1 有識者会議構成員（記載はあいうえお順。所属および役職は令和6年度有識者会議（第1回）時点のもの）

名前	所属及び役職
勝原 達也	アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 Specialist Solutions Architect, Security
後藤 聡	TOPPAN エッジ株式会社 事業推進統括本部 DX ビジネス本部 RCS 開発部 部長
崎村 夏彦	OpenID Foundation Chairman
佐藤 周行	国立情報学研究所 教授（トラスト・デジタル ID 基盤研究開発センター センター長）
新崎 卓	株式会社 Cedar 代表取締役
肥後 彰秀	株式会社 TRUSTDOCK 取締役
富士榮 尚寛	OpenID ファウンデーションジャパン代表理事
満塩 尚史	順天堂大学 健康データサイエンス学部 准教授
南井 享	株式会社ジェーシービー イノベーション統括部 市場調査室 部長代理
森山 光一	株式会社NTT ドコモ チーフセキュリティアーキテクト、FIDO アライアンス執行評議会・ボードメンバー・FIDO Japan WG 座 長、W3C, Inc. 理事（ボードメンバー）

## 1. 2. 2 事務局員

### ・デジタル庁

・デジタル社会共通機能グループ 統括官 楠 正憲

・トラストタスクフォース

主査 林 達也、副査 山田 達司

アイデンティティユニット 上原 千鶴、小畑 雅人、坂本 一仁、新美 融、  
濱口 総志、前川 沙美

・サービスデザインユニット 森田 雄

・デジタル社会共通機能グループ トラスト政策班 千葉 亮輔（令和6年  
6月時）、當波 孝明（令和7年7月時）、松本 紗代子

### ・アビームコンサルティング株式会社（委託事業受託事業者）

・宮部 麻里子、森 大輔